

令和6（2024）年度

宮崎県立宮崎病院  
歯科医師臨床研修プログラム

（本院の理念）

地域とともに歩み

良質で高度な医療を提供する

患者さま中心の病院を目指す

（本院の基本方針）

- 1 私たちは、プライバシーの保護をはじめ患者さまの権利を尊重します。
- 2 私たちは、地域の人々のためによりよい医療を提供します。
- 3 私たちは、医療に携わる安全管理に最大の努力を払います。
- 4 私たちは、臨床教育、研究の充実図り、医療の質の向上を目指します。
- 5 私たちは、保健、医療、福祉との相互連携を進めます。

## 1. 研修プログラムの名称

宮崎県立宮崎病院歯科臨床研修プログラム

## 2. 研修プログラムの特色

1年間の単独型臨床研修を行うプログラムである。患者中心の全人的医療を理解し、すべての歯科医師に求められる基本的診療能力（態度、技能及び知識）を身につけるとともに、入院患者の治療体験による医科等他職種間の連携による口腔を診る歯科診療の基礎を体験・実践するプログラムである。

## 3. 研修プログラムの目標

歯科医師としての人格の涵養に努めるとともに、患者中心の全人的医療を理解し、すべての歯科医師に求められる基本的な診療能力（態度、技能及び知識）を身につけ、頻度の高い疾患や病態およびプライマリ・ケアに対応できる歯科医師を育成するための初期研修を行い、生涯研修の第一歩とすることとする。

入院症例の患者の主治医（指導歯科医）のもとで、術前・術後の全身管理に関して研修を行うなど、一般歯科医療はもとより口腔外科医療についても併せて、知識・態度・技能を修得するとともに、高頻度の疾患を中心に全身管理に必要な医学的知識の習得に努める。

## 4. プログラム責任者

下記のとおり、プログラム責任者を配置し、プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修歯科医に対する助言、指導、その他援助を行う。

区分	役職及び診療科	氏名
プログラム責任者	歯科口腔外科部長	伊藤 雅樹

## 5. 研修プログラムの内容

### (1) 研修期間の概略

研修期間は1年間とする。

### (2) 研修科目及び履修病院・施設

総合歯科診療研修（外来）並びに病棟研修（歯科口腔外科病棟）を宮崎県立宮崎病院にて12か月実施する。

### 《研修スケジュール（週間）》

	月	火	水	木	金
午前	外来診療	外来診療	外来診療	外来診療	手術室での手術
午後	外来手術又は病棟往診	外来手術又は病棟往診	外来手術又は病棟往診	外来手術又は病棟往診	

## 6. 研修歯科医の指導体制

研修歯科医の指導体制については、指導歯科医の指導監督の下、上級歯科医による屋根瓦方式を基本とする。

### (1) 研修管理委員会の設置

副病院長を委員長とする下記メンバーによる研修管理委員会を設置し、研修プログラムの作成、研修プログラム相互間の調整、研修歯科医の管理や採用・中断・修了の際の評価など臨床研修の実施の統括管理を行う。

委員長	委員	事務局
副院長	歯科口腔外科部長、歯科口腔外科所属歯科医、外部委員	事務局

### (2) プログラム責任者の配置

下記のとおり、プログラム責任者を配置し、プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修歯科医に対する助言、指導、その他援助を行う。

区分	役職及び診療科	氏名
プログラム責任者	歯科口腔外科部長	伊藤 雅樹

### (3) 指導歯科医

次のいずれかに該当する常勤の歯科医師を指導歯科医とする。

- ①臨床経験7年以上、指導歯科医講習会を受講している。
- ②臨床経験5年以上、日本歯科医学会・専門分科会の認定医又は専門医の資格を有し、指導歯科講習会を受講している。

## 7. 研修の評価・修了認定

### (1) 研修の評価

#### ①自己到達度評価

研修歯科医は、半年後及び研修修了時に自己到達度評価を行う。

#### ②指導歯科医による評価

指導歯科医は、各研修歯科医の研修状況について、半年後及び研修修了時に評価を行う。

#### ③多職種による評価

病棟看護師長及び歯科衛生士は、各研修歯科医の研修状況について、半年後及び研修修了時に評価を行う。

#### ④指導歯科医に対する評価

研修歯科医は、研修修了時に指導歯科医の評価を行う。

⑤研修環境（施設等）に対する評価

研修歯科医は、研修修了時に研修環境評価を行う。

⑥プログラムに対する評価

研修歯科医は、研修修了時にプログラムに対する評価を行う。

(2) 修了の認定

1年間の研修修了時に、歯科研修管理委員会において、各研修歯科医の研修到達度評価及び指導医・多職種による評価に基づき、研修修了判定について審議を行う。審議結果を受けて病院長は修了の認定を行い、修了証を発行する。

(3) 修了判定を行う項目

- ① 研修医自身による研修評価シートの記載状況
- ② 指導歯科医による研修評価シートの記載状況
- ③ 他職種による研修評価シートの記載状況

(4) 修了判定を行う基準

- ① 研修プログラムにより定める必要な症例数を満たしていること
- ② 研修医・指導歯科医・他職種による評価記録が、それぞれ7割以上の項目でA～Dの4段階評価でB評価以上であること。

**8. 研修歯科医の募集定員、募集及び採用の方法**

- (1) 募集定員：2名
- (2) 募集の方法：公募による（募集及び選考時期：6～8月）
- (3) 採用の方法：歯科医師臨床研修マッチング利用、小論文及び面接
- (4) 問い合わせ先

〒880-8510 宮崎市北高松町5番30号 県立宮崎病院 事務部  
電話 (0985) 24-4181 FAX (0985) 28-1881

**9. 研修歯科医の処遇に関する事項**

- (1) 常勤・非常勤の別：非常勤、身分は、会計年度任用職員（地方公務員）
- (2) 研修基本手当：302,200円/月（時間外等諸手当除く。賞与あり）
- (3) 基本的な勤務時間：午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 休暇
  - ① 有給休暇：雇用の日において5日、6か月経過後さらに5日付与
  - ② 夏期休暇：有
  - ③ 年末年始休暇：無
- (5) 時間外勤務及び当直
  - ① 時間外勤務：有
  - ② 時間外勤務手当：有
  - ③ 当直：無

- (6) 研修歯科医の宿舎及び病院内の個室の確保
  - ① 宿舎：無（住居手当を支給）
  - ② 病院内の個室：研修歯科医室有り
- (7) 社会保険、労働保険に関する事項
  - ① 社会保険・厚生年金・雇用保険・労災保険有り
- (8) 健康管理
  - ① 定期健康診断：年1回
  - ② 福利厚生事業（レクリエーション）の実施
- (9) 歯科医師賠償責任保険に関する事項
  - ① 病院自体の加入：有
  - ② 個人加入：任意、但し加入を推奨
- (10) 外部の研修活動
  - ① 学会・研究会等への参加：可能
  - ② 上記の参加費用の負担：有
- (11) 通勤手当
  - ① 通勤手当：有

## 10. 到達目標

### A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）の習得

- (1) 社会的使命と公衆衛生への寄与  
社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。
- (2) 利他的な態度  
患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。
- (3) 人間性の尊重  
患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。
- (4) 自らを高める姿勢  
自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

### B. 資質・能力

- (1) 医学・医療における倫理性  
診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。
- (2) 歯科医療の質と安全の管理  
患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。
- (3) 医学知識と問題対応能力  
最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。
- (4) 診療技能と患者ケア  
臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・移行に配慮した診療を行う。
- (5) コミュニケーション能力  
患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。
- (6) チーム医療の実践  
医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。
- (7) 社会における歯科医療の実践  
医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。
- (8) 科学的探求  
医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。
- (9) 生涯にわたって共に学ぶ姿勢  
医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

## C. 基本的診療業務

### 1. 基本的診療能力等

#### (1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

※ 症例数の数え方は処置ごとに一症例とする

到達目標	行動目標・研修内容	必要な症例数
①患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。	医療面接を実施・記録し、その内容について、指導歯科医へ報告・検討できる	3
②全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。	全身状態を考慮して基本的な診察ができ、診察所見・解釈について、記録及び指導歯科医へ報告・検討できる	3
③診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。	診察所見に応じた検査をオーダー・実施し、検査所見・解釈について、記録及び指導歯科医へ報告・検討できる	3
④病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。	病歴・診察・検査結果に基づき歯科疾患の診断ができ、診断結果とその根拠について、記録及び指導歯科医へ報告・検討できる	3
⑤診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。	診断結果や一口腔単位の診療計画の診療計画を検討・立案し、記録及び指導歯科医へ報告・検討できる	3
⑥必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。	治療計画の説明・記録及び同意書の作成・取得ができる（患者または症例検討会）	3
①－⑥の総括	症例検討に関連する文献検索及び症例検討会資料の作成・記録ができ、症例検討会で発表ができる。	1

(2) 基本的臨床技能等

到達目標	行動目標・研修内容	必要な症例数
①歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。	a. 歯科疾患予防のための口腔衛生指導ができる	2
	b. 歯科疾患の予防処置・記録ができる（フッ素・シーラントなど）	2
②一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。 a. 歯の硬組織疾患 b. 歯髄疾患 c. 歯周病 d. 口腔外科疾患 e. 歯質と歯の欠損 f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下	a. 歯の硬組織疾患の治療・管理ができる（コンポジットレジン修復, インレー修復, 保存修復）	5
	b. 歯髄疾患の治療・管理ができる（抜髄, 感染根管治療）	5
	c. 歯周病の基本的治療・管理ができる（スケーリング, ルートプレーニング, 歯肉切開術）	5
	d. 口腔外科疾患の治療・管理ができる（抜歯, 軟組織外傷に対する創傷処置）	5
	e. 歯質・歯の欠損の治療・管理ができる（クラウン, ブリッジ, 義歯）	5
	f. 口腔機能の発達不全、低下の治療・管理ができる（構音, 咀嚼, 嚥下, 顎関節症）	2
③基本的な応急処置を実践する。	応急処置を実施又は介助・補佐ができる（補綴物等の離脱・破折、急性歯髄炎、歯の破折・脱臼、口腔粘膜裂傷など）。又は救急処置・応急処置に関する研修会（BLS等）・勉強会に参加する	3
④歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。	バイタルサインに関するセミナーに参加又はバイタルサインの計測機器の使用法を習得する	1
	外来・病棟でバイタルサインの観察・全身状態の評価を行う	2
⑤診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。	診療に関する記録や文書を作成する（診療録、処方せん、歯科技工指示書、紹介状、診療情報提供書など原則として各1例以上作成）	5
⑥医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。	a. 医療安全に関する研修会・勉強会に参加する	5
	b. 感染対策に関する研修会・勉強会に参加する	
	c. 医療安全や感染対策に関する e-learning を受講する	
	d. 医療安全・医療事故に関する報告を確認する	
	e. 医療事故予防に関する基本的な対策を実践する	



(3) 患者管理

到達目標	行動目標・研修内容	必要な症例数
①歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。	a.歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等に関する研修会・勉強会に参加する	1
	b.歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について指導歯科医へ報告・検討の上、患者に説明する	2
②患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。	a.医師等への紹介状の作成又は医師等からの紹介状への返書の作成を行う	2
	b.患者の診療情報について主治医等に報告・検討する	2
③全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。	歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う又はバイタルサインのモニタリング下での歯科治療を介助・補佐する	2
④歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。	a.歯科診療時の合併症・偶発症に関する研修会（BLS等）・勉強会に参加又は歯科診療時の合併症・偶発症について指導歯科医に報告・検討する	1
	b.歯科診療時の合併症・偶発症への対応を介助・補佐する	1
⑤入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。	入院患者の基本的な術前～術後及び療養上の管理について指導歯科医に報告・検討し、療養上の管理の介助・補佐又は実践する。	1

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

到達目標	行動目標・研修内容	必要な症例数
①妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。	a.各ライフステージ及び全身状態に応じた予防管理、口腔機能管理について検討し、指導医とディスカッションを行う	5
	b.外来・病棟において各ライフステージに応じた歯科医療を実践する	5
②各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。	a.各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療について検討し、指導医とディスカッションを行う	5
	b.各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する	5
③障害を有する患者への対応を実践する。	障害を有する患者への治療計画を立案し、指導医とディスカッションを行い、当該患者への対応を実践する。	1

## 2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

### (1) 歯科専門職の連携

到達目標	行動目標・研修内容	必要な症例数
①歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。	予防処置や口腔衛生管理について歯科衛生士とディスカッションを行った上で、歯科衛生士と連携して予防処置や口腔衛生管理等を実践する	2
②歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。	歯科技工物の作成・修理等について、歯科技工士とディスカッションを行った上で、歯科技工指示書を作成し、歯科技工士との連携を実践する	3
③多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。	a.多職種によるチーム医療に関するセミナーに参加する	5
	b.多職種チームの症例検討会の準備を行い、参加する	
	c.多職種チーム医療の目的、各職種と歯科専門職の役割を理解し、説明する	

(2) 多職種連携、地域医療

到達目標	行動目標・研修内容	必要な症例数
①地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。	a.地域包括ケアシステムに関連した研修会・勉強会に参加する	1
	b.患者支援センターの見学実習	
②地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。	a.地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割に関する研修会・勉強会に参加する	1
	b. 地域包括ケアシステムにおける歯科医療活動を経験する	
③がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。	a.がん患者等の周術期等口腔機能管理における多職種によるチーム医療についてディスカッションを行う	2
	b.がん患者等の周術期等口腔機能管理における多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する	
	c.がん患者等の周術期等口腔機能管理における多職種によるチームの症例検討会・勉強会に参加する	
④歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。	a.歯科専門職が関与する多職種チームの目的と各専門職の役割についてディスカッションを行う（栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）	1
	b.歯科専門職が関与する多職種チーム医療に参加し、関係者と連携する	
	c.歯科専門職が関与する多職種チームの症例検討会・勉強会に参加する	
⑤入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。職の役割を理解し、説明する。	a.入退院時における多職種支援についてディスカッションを行う	1
	b.入退院時における多職種支援に参加する	

(3) 地域保健

到達目標	行動目標・研修内容	必要な症例数
①地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。	a.地域の保健・福祉の関係機関、関係職種について検討・ディスカッションを行う	1
	b.地域の保健・福祉の関係機関、関係職種に関する研修会・勉強会に参加する	
②保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。	a.保健所等における地域歯科保健活動について検討・ディスカッションを行う	1
	b.保健所等における地域歯科保健活動に関する研修会・勉強会に参加する	

(4) 歯科医療提供に関する制度の理解

到達目標	行動目標・研修内容	必要な症例数
①医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	a.医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みに関する研修会・勉強会に参加する	1
	b.医療に関する法規及び関連する制度に関する報告書を読む	
②医療保険制度を理解し、適切な保険診療を实践する。	a.医療保険制度に関する研修会・勉強会に参加する	2
	b.歯科診療保険請求等に関して診療情報管理士・医事課担当者等とディスカッションを行う	
	c.医療保険制度を理解し、適切な保険診療を实践する	
	d.歯科診療保険請求のチェックを経験する	
③介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	a.介護保険制度に関するセミナー・勉強会に参加する	1
	b.介護保険制度に関してディスカッションを行う	